

6. 関連計画と関連法令

(1) 関連計画

本史跡は文化財保護法をもとにその保存活用が行われるものであるが、本市の上位計画である久留米市新総合計画の基本理念などに則した保存活用を進める必要がある。このため、本計画策定にあたって考慮すべき計画を整理する（図 1-6-1）。まず、各計画を列記する。

- 1) 久留米市新総合計画 基本構想
- 2) 久留米市新総合計画 第4次基本計画
- 3) 福岡県文化財保護大綱
- 4) 久留米市文化財保存活用地域計画
- 5) 史跡筑後国府跡保存活用計画
- 6) 久留米市都市計画マスタープラン
- 7) 久留米市緑の基本計画 2018
- 8) 久留米市景観計画
- 9) 第三次久留米市環境基本計画
- 10) 久留米市教育振興プラン
- 11) 久留米市文化芸術振興基本計画
- 12) 久留米市観光・MICE 戦略
- 13) 久留米市地域防災計画

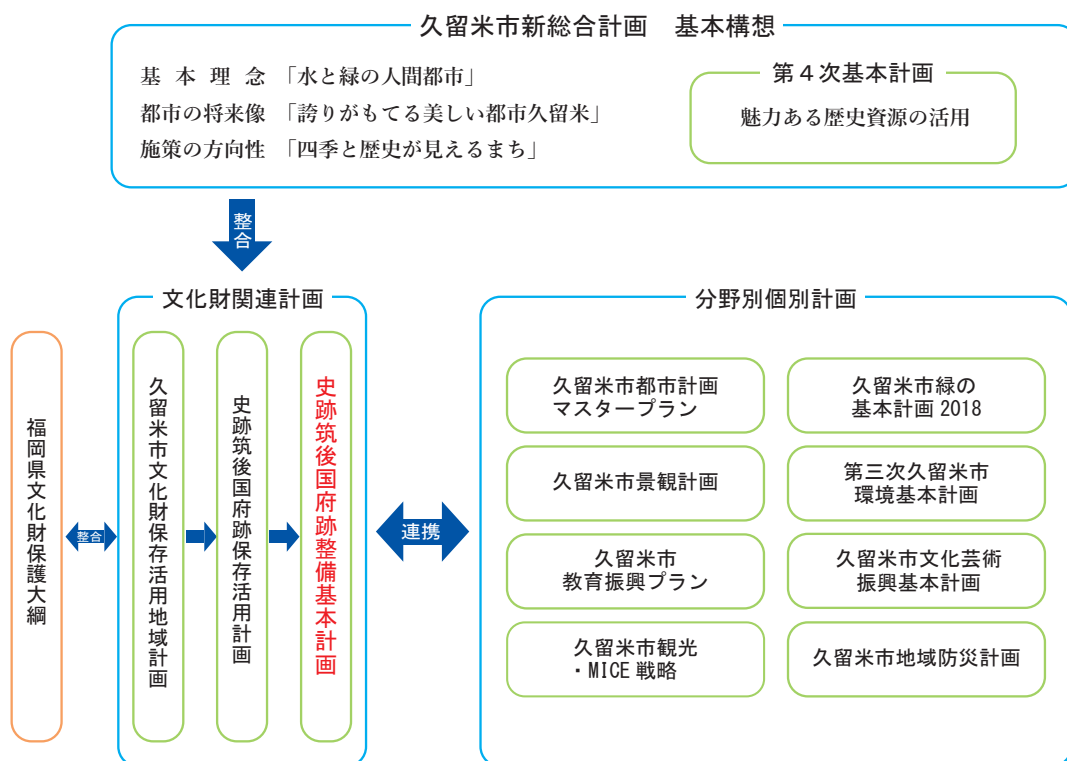


図 1-6-1 計画関連図

1) 久留米市新総合計画 基本構想（平成13年度～令和7年度）

本市は、平成12年（2000）に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画基本構想を定めた。この基本構想は、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市久留米」、「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を本市の将来像として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に推進することとなった（図1-6-2）。

また、「誇りがもてる美しい都市久留米」の実現のため「四季と歴史が見えるまち」を施策の方向性の一つとし、貴重な歴史遺産を未来へ継承することの大切さと同時に、地域の歴史遺産を活用することによって、誇りが持てる地域社会を創造していくことが提唱された。

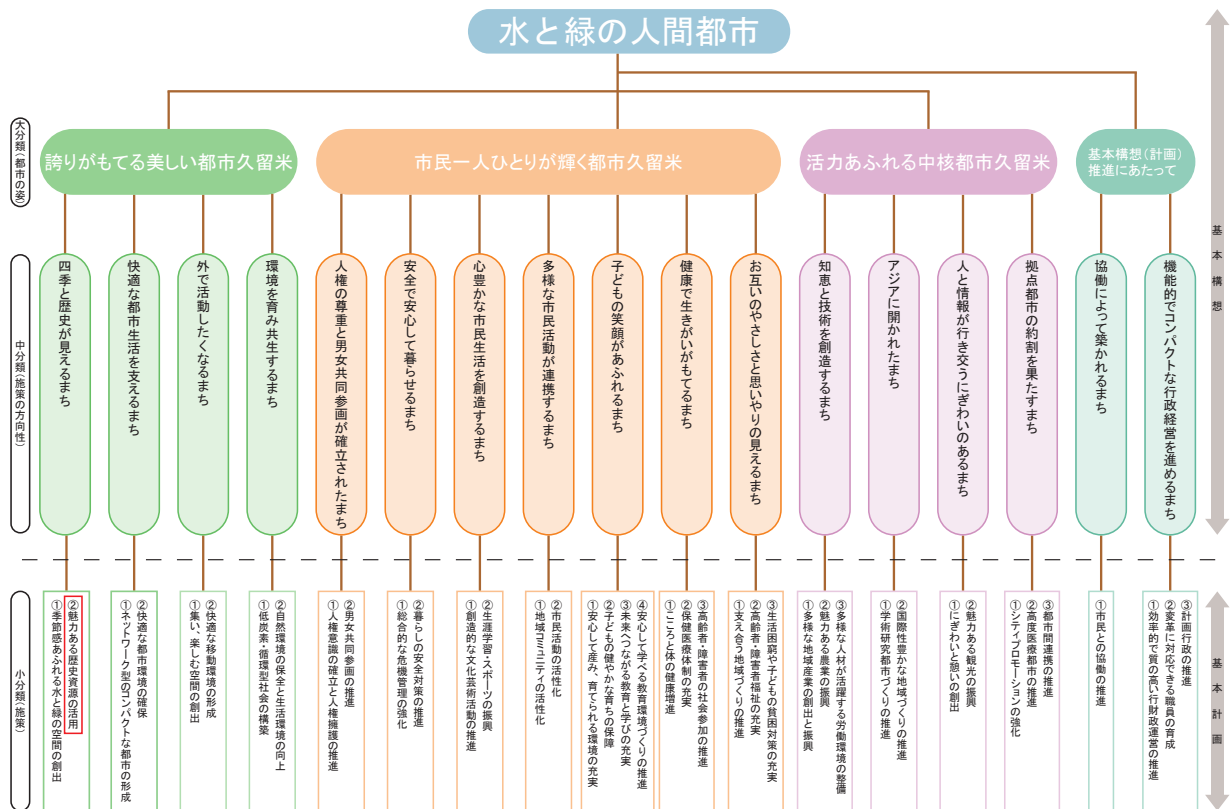


図1-6-2 施策体系図

2) 久留米市新総合計画 第4次基本計画（令和2年度～令和7年度）

基本構想実現のため、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示したもので、本市の都市づくりの基盤となる計画として策定された。

基本構想に示された方向性「四季と歴史が見えるまち」の実現のためには、「市内に数多く存在する魅力ある歴史資源を、老朽化や自然災害から守り、適正に保存するとともに、地域資源として活用することで、市民の郷土愛の醸成や久留米の魅力向上を図り、地域の活性化や交流人口の増加につなげていく」必要性をあげている。

本市の文化財施策は上記の方向性の中に位置付けられ、「魅力ある歴史資源の活用」に取り組むことで、「郷土の歴史を未来へつなぐ、地域の史跡や伝統行事などの魅力的で豊かな資源が大切に受け継がれ、まちづくりの文化に根付いた歴史都市」を目指すこととしている。

3) 福岡県文化財保護大綱（令和3年度～）

令和3年（2021）3月に文化財保護法第183条の2第1項に基づく、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として福岡県が定めたものである。

文化財保護の理念として「価値の共有」、「未来への継承」、「地域との連携」の3つの柱を掲げ文化財保護に取り組むことが示されている。個別の方針としては調査に関わる方針、保存に関わる方針、活用に関わる方針、災害や盗難等に関わる方針、保護体制に関わる方針の5つの方針が示された。本計画においては、この内、保存に関わる方針、活用に関わる方針で示された価値を継承する保存、価値を伝えるための効果的な公開について特に留意が必要である。

4) 久留米市文化財保存活用地域計画（令和3年度～令和12年度）

平成31年（2019）4月に施行された改正文化財保護法に基づき作成した計画で、令和3年7月に文化庁長官より認定を受けた。計画では、地域にとって大切に、これからも残していきたいと思う全ての「モノ」「コト」などを歴史遺産とし、計画の対象にしている。歴史遺産の保存活用の中・長期的な観点から文化財の保存活用の基本理念として「筑後川と生きる『歴史のまち久留米』」を掲げ、歴史遺産の保存活用のための具体的な取組を示したアクションプランとしての役割もある。

本史跡の整備に関連する事項としては「筑後国府跡の保存整備」、「史跡など歴史遺産の予防的な整備（樹木の伐採等）」、「歴史遺産を学び、学校教育・社会教育へ活かす取組」、「歴史遺産を守り、まちづくりや地域振興、観光振興へ活かす取組」などが位置付けられている。

5) 史跡筑後国府跡保存活用計画（令和2年度～令和11年度）

保存活用計画は、史跡の保存活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、保存活用を進めていくための指針となる計画である。筑後国府跡の価値を市民や地域住民と共有して、筑後国府跡を将来に確実に保存し、教育、文化、観光、健康づくりなどのまちづくりにも活用していくことを目的に、令和2年（2020）3月に作成した。

計画では、本史跡の保存活用を行っていくうえでの基本理念として「未来へつなげよう 久留米の宝 筑後国府跡」を掲げている。

本計画に大きく関わる整備方針については「本質的価値の顕在化を図りつつ、現代的価値の向上にも配慮し、本史跡が、地域住民や来訪者にとって、快適かつ安心して学び、憩い、集うことができる場となり、将来にわたって筑後国府跡を継承できる整備の推進を目指す。なお、整備の推進にあたっては、新たな研究成果を取り入れるとともに、周辺の住環境との調和にも配慮する。」としている。

6) 久留米市都市計画マスタープラン（平成24年度～令和7年度）

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりの課題に対応した整備等の方針を定める。内容は、市全体の目指すべき都市の将来像を示す全体構想と、市域の5つの地域像を示す地域別構想の2つで構成される。

全体構想では8つの都市整備の方針が示された。この内「水と緑のまちづくりの方針」において地域固有の文化財を活かした公園づくりの推進が謳われている。また、「景観形成の方針」では土地利用に応じた魅力や個性を高める景観づくりを図ることとし、本史跡の活用に関し留意すべき点である。

地域別構想では、筑後国府跡が広がる合川町・朝妻町・御井町付近一帯は南部地区に含まれる。同地区は緑豊かな高良山からなだらかな市街地が広がる地域で、九州自動車道などの幹線道路を骨格として、流通業務地や住宅地などが広がっており、豊かな自然環境と調和した市街地形成が期待される地区である。「水と緑のまちづくりの方針」では歴史・文化資源を活かした歴史学習や憩いの場としての公園整備の推進が明示されている。また、「景観形成の方針」では歴史的資源の保全と周辺と調和した特色ある景観形成が謳われている。

なお、計画対象範囲は、都市計画法に基づく市街化区域にあたる（図1-6-3）。

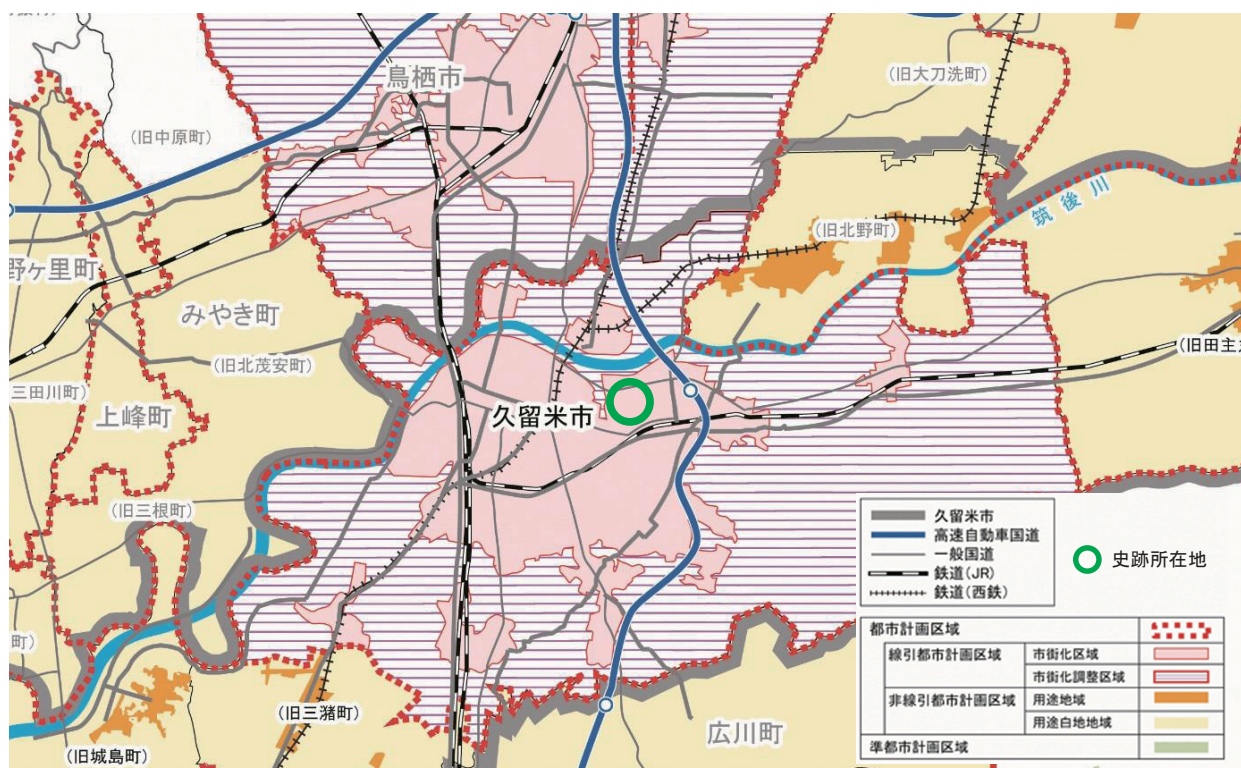


図1-6-3 都市計画法区域指定状況図

7) 久留米市緑の基本計画 2018（平成16年度～令和7年度）

都市緑地法の改正や都市計画区域の指定状況の変化、また少子高齢化や気候変動等の様々な環境の変容に対応するため、「久留米市緑の基本計画」（平成16年度策定）が見直され、平成30年（2018）に策定された。「水と緑にいだかれた 人が花笑む 水緑花（みりょくか）都市・くるめ」を基本理念とし、6つの基本方針が定められた。その内、「新たな水緑花拠点の創出」の施策として、公共公益施設の緑化面積は20%以上を確保することが明示されている。

8) 久留米市景観計画（平成23年度～）

本市は平成20年度に景観行政団体となり、平成23年度に景観計画を策定した。その後、平

成 27・30 年度、令和元年度に見直しを行っている。基本理念「芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ、美しいまち久留米」のもと、「歴史・文化を継承する景観づくり」を目標の一つとする。景観計画の中で、本史跡が所在する一帯は周辺市街地地域に含まれ、同地区内の建築・工作物については、景観形成の基準が設けられている。色彩については周辺のまちなみとの調和に配慮し外壁は低彩度を基調とすること、緑化については道路等の公共空間からの眺望に配慮し緑化による修景を行うこと、夜間照明については周辺への居住環境へ配慮することとされている。

9) 第三次久留米市環境基本計画（令和3年度～令和7年度）

第三次久留米市環境基本計画は、「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」を目指し、「市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、自ら取り組み、連帯して行動するまち（環境先進都市）」の実現を図ろうとするものである。このための基本目標の一つに「快適な生活環境の保全」が掲げられ、「みどり豊かで美しい都市環境の形成」等を施策の方向性として定めている。本史跡の整備推進にあたっては、市街地緑化および良好な都市景観の形成に配慮する必要がある。

10) 久留米市教育振興プラン（令和2年度～令和7年度）

「教育に関する大綱」に掲げた基本理念「“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る」の実現に向け、教育基本法に規定された本市の「教育振興基本計画」であり、教育施策に関する中期的な事業プランである。

本プランでは「ともに未来を創る「くるめっ子」の育成」を目標とし、次代の久留米を担う子ども達の「つくる力」、「つながる力」、「つらぬく力」の育成を図ることとしている。そのための施策の1つとして「学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】」を推進する。具体的には小・中学校で実施されている「くるめ学」の充実であり、総合的な学習の時間を中心に、子ども達が地域の自然や歴史などについて学び、久留米への誇りや愛着を育むことを目的としている。この取組は、「教育に関する大綱」で掲げた基本方針の一つ「生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり」の実現につながるものであり、先人達から受け継いできた貴重な歴史遺産の魅力を未来に継承するとともに、子ども達の郷土愛を育む教育に活かそうとするものである。

11) 久留米市文化芸術振興基本計画（令和2年度～令和7年度）

「市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米」を基本理念として、令和元年度に策定された。この基本理念に基づいて取組を進め、「文化施設や暮らしの身近な場所で、さまざまな文化芸術を鑑賞したり、活動する人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち」を目指すこととしている。そのための基本方針の1つとして、本市ならではの文化資源を活かした都市魅力の創造があげられた。具体的には、文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成や、地域の活性化を図るため、文化財の保存と継承への支援、文化芸術・観光・産業などさまざまな分野におけるイベント会場として史跡等を積極的に活用するなどの取組を進めている。

12) 久留米市観光・MICE 戦略（令和2年度～令和7年度）

平成28年度に策定した「久留米市観光・MICE 戦略プラン」の次期計画として策定され、市民や事業者、関係団体や市が相互に連携、協働し、市全体で観光・MICE の振興を図るための指針を示す。

「来訪者を温かく迎える『ほとめきのまち』の実現」を基本理念とし、7つの基本方針を掲げる。「地域資源を活かした観光の推進」を基本方針の一つとし、歴史・伝統文化の活用をはじめとする地域資源の活用を謳っている。

13) 久留米市地域防災計画（令和5年度～）

災害対策基本法に基づき、市や防災関係機関が防災対策として行うべき業務、教育や訓練等の災害予防、災害情報の発令・伝達や避難、消火、救助など災害応急対策や復旧対策に関する内容を定めるものである。この内、災害予防計画において、「災害に強い施設づくり」のための「文化財の災害予防対策」として、古墳・遺跡等の点検整備や文化財防火デーを活用した広報活動などを明記し、必要な防災対策の実施に努めることとしている。

(2) 関連法令

本史跡の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

1) 文化財保護法

文化財保護法は、文化財の保存活用と、それによる国民の文化的向上を目的とする法律である。

筑後国府跡における史跡指定地で現状変更および遺構の保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官の許可を得なければならない。なお、令和元年度に策定した保存活用計画は文化財保護法に基づき作成したものである。

2) 都市計画法

都市の健全な発展等を目的とし、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律である。

本史跡は、市街化区域に位置しており、計画対象範囲の内、前身官衙地区、Ⅰ・Ⅱ期政庁地区、国司館地区およびⅣ期政庁跡は第1種中高層住居専用地域に、Ⅲ期政庁跡は南側約1/3が準工業地域、北側が第1種住居地域に指定されている。

3) 景観法

景観法は、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に定める法律である。

本市は、景観法に基づく景観行政団体になっており、市全域が景観計画区域に指定されている。本史跡は、市景観条例における周辺市街地地域に位置しており、条例に定められた届出対象行為に該当する建築物や工作物の建築等を行う場合には、市長への届出が必要となるほか、景観形成基準への配慮が必要となる。